

# 畜産おおいた

平成20年 第2号

畜産農家の皆様

## 速報

### 平成19年度畜産経営に関する決算資料について

平成19年分の確定申告の時期を迎え何かとご多忙のことと存じます。

本協会の実施する経営コンサル農家より要望のありました内容について、お知らせをいたします。つきましては、申告時必要と思われる熊本国税局が定めた基準等資料について取り寄せ、下記に記載しましたのでご活用ください。

尚、「平成19年度税制改正による減価償却制度の見直し」がありました。畜産経営に大きく影響するのが減価償却制度で、平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産については、償却可能限度額及び残存価格が廃止され、耐用年数経過時点に「残存簿価1円」まで償却できるようになりました。

## 記

### 減価償却制度の見直し

#### 定額法の変更

定額法とは、その償却費が毎年同一となるように減価償却費を計算する方法であるが、従来の定額法（旧定額法）では減価償却資産の取得価額から残存価額を控除した金額が償却基礎額となっていた。これに対して、新たな定額法では残存価額を控除せず、取得価額そのものに従来と同じ「定額法の償却率」（耐用年数省令別表第十に規定）を乗じて計算した金額を償却（限度）額として償却を行う。

生物の償却方法は定額法のみとなっているが、この改正により、たとえば、残存割合が20%でこれまでは取得価額の80%までしか償却できなかった搾乳牛（繁殖用の乳牛）が、平成19年4月1日以降に取得するものは100%まで償却することができる。

これにより、年ごとの償却（限度）額が従来の1.25倍になる。同様に、黒毛和牛など肉専用種の繁殖牛（残存割合50%）は取得価額の50%から100%へ2倍に、豚（同30%）は70%から100%へ約1.43倍にそれぞれ年ごとの償却（限度）額が増える。

## 平成19年分 農業所得の記帳簡素化のための基準額等

### 1 育成及び肥育に要した飼料費（育成費の計算及び棚卸評価に使用）

畜種 月齢	牛				豚
	黒毛和種	褐毛和種	交雑種	乳用種	
生後1か月	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
2	4,000	4,000	4,000	4,000	5,000
3	5,000	5,000	5,000	5,000	8,000
4	7,000	7,000	7,000	7,000	10,000
5	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
6	23,000	23,000	23,000	23,000	18,000
7	33,000	33,000	33,000	33,000	
8	44,000	44,000	44,000	44,000	
9	56,000	56,000	56,000	56,000	
10	67,000	69,000	69,000	77,000	
11	80,000	86,000	84,000	98,000	
12	93,000	106,000	98,000	118,000	
13	106,000	124,000	113,000	138,000	
14	120,000	138,000	129,000	156,000	
15	136,000	155,000	146,000	177,000	
16	150,000	171,000	161,000	196,000	
17	159,000	181,000	171,000	210,000	
18	166,000	190,000	180,000	222,000	
19	172,000	197,000	186,000	231,000	
20	177,000	203,000	191,000	240,000	
21	180,000	208,000	195,000	248,000	
22	184,000	211,000	197,000	228,000	
23	186,000	211,000	198,000		
24	188,000	207,000	199,000		
25	187,000		198,000		
26	184,000				
27	181,000				

- (注) 1 平成19年中に給与した飼料費の基準金額を定めたものである。  
 2 「月齢」は12月末の牛の月齢を当てはめて、各牛の飼料費を判定する。  
 なお、前年末に棚卸資産に計上されている牛については、前年末の牛の価額に、左記表の該当する金額を加算した額が、平成19年末の牛の棚卸資産の価額となる。  
 また、平成19年中の自家生産牛については、左記表の該当する金額に種付料・素畜費を加算した額が棚卸資産の価額となる。  
 3 年の途中で導入した場合には、平成19年末の月齢に該当する飼料費の金額を飼育期間に応じてあん分計算する。

**【計算例】**

月齢15か月の牛（黒毛和種）を10月に導入し、12月末まで3か月飼育した場合  
 $166,000$ （18か月の金額） $\div$ 12か月 $\times$ 3か月 $=41,500$ 円  
 12月末評価額 $=41,500$ 円 $+$ 導入牛素畜費

### 2 自家用等そ菜

収入金額	1人当たり	17,700円
------	-------	---------

(注) 6歳未満の乳幼児を除く家族1人当たりの金額

### 3 保有米価格

玄米 60Kg 当たり	14,800円
-------------	---------